

緊急特報・臨時号

大阪高裁の原告勝訴判決に伴い、緊急的な報道の必要性を鑑み、通常号と異なる紙面建てで、ネットのみの発行をすることといたしました。

なお、この紙面は本紙2022年4月1日号にも綴じ込みますので、予めご了承ください。日本聴力障害新聞編集部

無念の思い、裁判官に届く

原告側「国は上告の断念を！」

旧優生保護法問題

強制不妊(国)初の賠償命令

正義・公平に反する

大阪高裁判決

2月22日、大阪高裁で「旧優生保護法による強制不妊手術で、子どもを産めない身体にされた」として、3人が国に計5500万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決がありました。太田晃詳裁判長は、原告の請求を棄却した2020年11月の大阪地裁(一審)判決を覆し、旧法の強制不妊の規定は違憲とした上で、国に計2750万円の賠償を命じました。

「正義、公平の理念に反する。除外期間の適用は制限され……」

「人権侵害の程度は強度だ」と言及しました。そして、違憲であることが明白な旧法を立法した国会議員に過失があることも断じました

「過去の被害者がいるのに18年まで誰一人として提訴できなかった実情や、70年頃の高校教科書に「劣

「正統、公平の理念に反する。除外期間の適用は制限され……」

「過去の被害者がいるのに18年まで誰一人として提訴できなかった実情や、70年頃の高校教科書に「劣

連盟

被害者の救済を 国への要請運動を展開

「正義、公平の理念に反する。除外期間の適用は制限され……」

「過去の被害者がいるのに18年まで誰一人として提訴できなかった実情や、70年頃の高校教科書に「劣

「過去の被害者がいるのに18年まで誰一人として提訴できなかった実情や、70年頃の高校教科書に「劣

「過去の被害者がいるのに18年まで誰一人として提訴できなかった実情や、70年頃の高校教科書に「劣



判決後の会見でお礼と思いを述べる原告



大阪高裁への出廷前に記者会見の様子



3月1日の会見で石野理事長も訴える

悪な遺伝を除去し、健全な社会を築くために優生保護法があり」と記述されていた例を挙げて、国の施策を厳しく批判。「こうした施策が障害者への差別や偏見を正当化し、助長してきたために、原告たちは提訴するのに必要な情報の獲得や相談機会を得ることが極めて困難だった。そして、被害の深刻さや国の責任を重く捉え、「除外期間を機械的に適用することは著しく正義、公平に反する」と断じました。

原告側の考えとの相違が若干あるものの、この判決により、旧法により子どもを産み育てる権利を強制的に奪われた被害者に対する国家賠償上の救済の道が拓かれました。(判決文の他の部分は2面に記載)

悪な遺伝を除去し、健全な社会を築くために優生保護法があり」と記述されていた例を挙げて、国の施策を厳しく批判。「こうした施策が障害者への差別や偏見を正当化し、助長してきたために、原告たちは提訴するのに必要な情報の獲得や相談機会を得ることが極めて困難だった。そして、被害の深刻さや国の責任を重く捉え、「除外期間を機械的に適用することは著しく正義、公平に反する」と断じました。

大阪高裁判決のポイント

- 旧法は、子を産み育てる意思決定の自由等を侵害した。憲法13条と14条1項に違反。立法した国会議員に過失がある。
人権侵害は強度で、国が障害者への差別・偏見を助長してきたため、原告は必要な情報へのアクセスが著しく困難。この状況で除外期間を適用するのは正義・公平の理念に著しく反する。原告が提訴できる状況になってから6カ月間は、除外期間を適用しない。
国は原告3人に計2750万円の賠償を払う。

全日本ろうあ連盟が 声明を公表

本文掲載の通り、連盟は大阪判決が国の責任を明確に指摘したことに賛辞を呈し、2つの声明を発表しました。
大竹浩司副理事長は、「史上初の勝訴判決は歴史的、極めて画期的な出来事。日本の良心が残されていたことに大きな勇気をもたらした」と評価。国が、原告の思いを真摯に受け止め、上告せず、被害者全員を救済するよう、強く求めました。
石野富志三郎理事長も国が上告を断念し、すべての被害者に謝罪と賠償をすることを強く求めました。そして、さらなる被害調査、同じ過ちを繰り返さないための検証と一時金支給法の改正等を求めると同時に、仲間たちとともに、一人ひとりの人権が守られ、差別のない社会の実現をめざして取り組んでいく決意を表しました。

他訴訟のきこえない原告の喜びの声

神戸訴訟
大阪高裁の裁判官は、国を厳しく叱責してください。現在進行中の控訴審へのエネルギーをいただきたい。差別のない社会を作っていくために、私たち夫婦も頑張ってください。

福岡訴訟
今後の期待が持てる判決でうれしい。天国にいる夫も喜んでくれていると思

朝倉典子さん・仮名

(表面の続き)

救済の道拓く

きゅじやん

ひら

最高裁の2件の判決が 除斥期間不適用の根拠に

2月22日 大阪高裁判決

大阪高裁は、最高裁がこれまで除斥期間を適用しない例外を認めた2件(1998年の予防接種訴訟と2009年の時効成立の殺人を巡る訴訟)から、原告側の請求権が行使できない原因を作った加害者が賠償責任を免れるのは「著しく正義、公平に反する」という点を根拠としました。そして、除斥に近い概念である「時効」の停止要件を定めた民法1585、160条の「法意」に照らし、同種訴訟の提起を知り、提訴が可能になってから6カ月以内に提訴した場合、例外として、除斥期間の適用は制限され、賠償請求権が認められると結論づけ、計2750万円の賠償を命じました(きこえない夫妻は、18年9月に兵庫県のきこえない夫妻2組による神戸地裁への提訴で初めて知り、翌19年1月に大阪地裁へ提訴しています)。そして、国が19年4月に

施行した救済法に基づいて支給される一時金320万円を大きく上回り、きこえない妻に請求通り1100万円、夫へも手術を受けた妻と切り離せない関係にあり、精神上の苦痛を受けたとして、200万円の賠償を命じました。

障害者協会の支援を受けて「戦後最大の人権侵害」と勇気を出して提訴。それから3年が過ぎました。裁判後、記者会見に出席した太郎さんは顔を紅潮させて、「闘いは本当に長かった。このような判決を得られて、本当にうれしい」と、支援者や弁護士団の感謝を表しました。花子さんも喜びを表しつつも、「子どもを産み育てたかった思いは今もある。国の法律により、知らない間に子を産めない体にされたことが悔しくてたまらない。悲しみは続いている」と述べ、この差別法を二度と作らないことを強く望みました。

川圭乃弁護士は原告側弁護士を代表して、「原告が高齢であり、コロナ禍にも関わらず、情報にアクセスすることがいかに困難か、様々な無念の思いを訴え続けたことが裁判官の心に届き、山を動かした。司法府が人権擁護の最後の砦としてこの役割を果たした判決」と高く評価した上で、「国は上告せず、速やかに原告に謝罪と賠償をしてほしい」と述べました。太郎さんも「もし国が上告されたら、私たちは高齢なので、判決が確定するまで待てる」と述べました。辻

最後の砦としての 役割を果たした判決

原告側が評価

原告、きこえない野村太郎・花子さん夫妻(仮名)はそれぞれ80代、70代は結婚から4年後の1974年に妊娠し、帝王切開で出産しましたが、子どもは死亡したとされました。その後、なかなか子どもがでないまま怒りや悲しみを心にしまい込んできました。手術から45年。大阪聴力

母親に相談しましたが、はぐらかされた様子から、意なしに不妊手術をされたのだと初めて察しました。手話通訳者などはおらず、相談できる場所もないため、夫妻は怖くて何も言えないまま怒りや悲しみを心にしまい込んできました。手術から45年。大阪聴力

後藤茂之・厚生労働相は記者団に「大変厳しい判決だと受け止めている。判決の内容を精査し、関係省庁と協議した上で適切に対応したい」と述べました。辻



判決の言い渡し後に大阪高裁の正門前で原告側の弁護士が「原判決取消し」「請求認容」と書かれた紙を掲げました



会見に応じる辻川弁護士(左)

国は共生社会の実現を目標に掲げています。人権を侵害してきた過ちから目を背けず、被害者に寄り添った救済を進めていく責務があります。

「強制不妊訴訟不当判決にも立ち向かうプロシエクト」は、国に対し、この判決を真摯に受け止め、最高裁への上告を断念し、速やかに被害者への謝罪と

要請運動盛り上がる

「国は上告の断念を」

「強制的な訴訟不当判決にも立ち向かうプロシエクト」は、国に対し、この判決を真摯に受け止め、最高裁への上告を断念し、速やかに被害者への謝罪と

補償をしよう求めるオンライン署名を進めています。2月28日の第一次大目切りに、1万3387筆が集まり、3月1日の弁護士団による中央府省への要請に合わせて提出しました。署名は3月3日現在、さらに継続中です。

旧優生保護法の違憲性や「除斥期間」への考え

	原告側主張	国側主張	一審判決	高裁判決
旧法の違憲性	子どもを産み育てる自己決定権等を侵害。憲法13条(幸福追求権)、24条(個人の尊厳と性の平等)に違反。「不良」との差別的な烙印を押され、合理的な理由なく優生手術の対象として扱い、差別した。憲法14条(法の下の平等)に違反。身体に強制的にメスを入れた。憲法13条、31条(法の適正な手続)に違反。	訴えを認めたり否定したりすることなく。また、国側の主張もせず。	極めて非人道的で、差別的。憲法13、14条に違反。	極めて非人道的で、差別的。憲法の理念に照らしても是認できない。子どもを産み育てるか否かの意思決定の明らかな侵害。身体に傷を入れた差別的な行為であり、憲法13条、14条1項に反して違憲。憲法で保障された権利の違法な侵害が明らかであるにも関わらず、その立法を行ったのは国家賠償法上、違法。国会議員に過失がある。
除斥期間の起算点	早くとも2004(平成16)年3月24日。厚労大臣が優生手術の実態調査・補償の必要性を認識したため。	原告に不妊手術を実施した昭和40年代	原告に不妊手術を実施した昭和40年代	違法な侵害は改正法の施行日前日の1996(平成8)年9月25日まで継続した。それまで不法行為が認められていたため、この日が起算点となる。
除斥期間の適用制限	旧法の制定で社会的差別・偏見が強化・増幅。障害のある原告に提訴に必要な情報入手や相談が極めて困難な環境に置かれていた。戦後最大の人権侵害に除斥期間を適用して国を救うべき。除斥期間を適用して国を救うべき。除斥期間(除外)されるべき。	賠償請求権はすでに消滅した。国が提訴を妨げたわけではない。例外を認める事案でもない。	適用する。手術から20年が経過し、賠償請求権は消滅している。「原告が提訴できない状況を国が積極的に作り出した」と認められない。	適用せず。旧法が非常に強く人権を侵害し、国が差別や偏見を正当化し、さらに助長させた。このため、原告が提訴できるための情報入手や相談が困難であった。手術が旧法に基づくものということを知られず、国家賠償を求める方法があることを2018年まで認識できなかった。こうした状況でそのまま除斥期間を認めることは、正義・公平の理念に著しく反する。原告が提訴できる状況になってから6カ月以内は除斥期間の適用を認めない。

https://chg.it/8UDtXpWcx

また、2月8日に「優生」

日本障害フォーラムは

司法の良心を発揮した画

細は本紙4月1日号でお知

らせます。